

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

1 趣旨

刑法の改正により「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「条例」という。）」の役員に関する「欠格事由」の規定を一部改正します。

刑法の第208条の2（危険運転致死傷）の規定が、別法令（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律：平成25年法律第86号・平成25年11月27日公布）に移行し、削除されました。これにより、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集）の規定が、同法第208条の2へ繰り上がり、この刑法規定を引用する条例の関係規定の整備が必要となったものです。

2 改正内容

条例第6条第1号エ中「第208条の3」を「第208条の2」に改めます。

※詳細は、別紙1条例の新旧対照表を参照

3 施行期日

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」附則第2条の規定（刑法の一部改正）の施行の日から施行します。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例

新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠格事由)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。</p> <p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア 指定特定非営利活動法人が第 19 条第 1 項各号(第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号を除く。次号において同じ。)又は第 2 項各号(第 2 号(第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が法第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の仮認定を受けた特定非営利活動法人(以下「仮認定特定非営利活動法人」という。)が法第 67 条第 3 項</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。</p> <p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア 指定特定非営利活動法人が第 19 条第 1 項各号(第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号を除く。次号において同じ。)又は第 2 項各号(第 2 号(第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が法第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の仮認定を受けた特定非営利活動法人(以下「仮認定特定非営利活動法人」という。)が法第 67 条第 3 項</p>

改正案	現行
<p>において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日</p>	<p>において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日</p>

改正案	現行
<p>から5年を経過しない者</p> <p>オ 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第8号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)</p> <p>(2) 第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 法第67条第1項又は第2項の規定により、法第44条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>(4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>(5) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3</p>	<p>から5年を経過しない者</p> <p>オ 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第8号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)</p> <p>(2) 第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 法第67条第1項又は第2項の規定により、法第44条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>(4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>(5) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3</p>

年を経過しないもの (8) 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の 統制の下にあるもの	年を経過しないもの (8) 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の 統制の下にあるもの
--	--

【参考】 刑法の新旧対照表（該当部分抜粋）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <div data-bbox="177 600 730 752" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」 第二条に移行</p> </div> <div data-bbox="432 929 778 1081" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>条文繰り上がり 第 208 条の 3 → 第 208 条の 2</p> </div> <p>（凶器準備集合及び結集）</p> <p>第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。</p>	<p>（危険運転致死傷）</p> <p>第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>（凶器準備集合及び結集）</p> <p>第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。</p>

【参考】 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（関係条文抜粋）

（危険運転致死傷）

第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 六 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

- 2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（刑法の一部改正）

第二条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

第二百八条の二を削り、第二百八条の三を第二百八条の二とする。

第二百十一条第二項を削る。